

## ◆◆◆ 保険

### 各種認定証の更新手続き

有効期限が7月31日(金)になっている次の認定証は、それぞれ更新手続きが必要です。8月3日(月)以降に申請にお越しください。

所得の変動や世帯構成の変更などで、7月まで該当していても8月以降該当しない場合や、現在該当していても8月以降に該当になる場合もあります。

#### ●更新手続きが必要な認定証

- ・国民健康保険限度額適用認定証／町県民税が課税されている世帯の方

- ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証／町県民税非課税世帯の75歳未満の方

●**手続きに必要なもの**／保険証・認め印・窓口に来られる方の本人確認書類(免許証など)

問 住民課 (吉備庁舎)

### 「国民健康保険高年齢受給者証」の更新

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高年齢受給者証」の有効期限が、7月31日(金)で切れるため、7月下旬に新しい「高年齢受給者証」を郵送交付します。8月1日(土)からは、必ず新しい高年齢受給者証をお使いください。

●**一部負担金の割合**

70歳から医療機関などでお支払いいただく一部負担金の割合は

- ・現役並み所得者／3割
- ・その他の方／2割

となります。一部負担金の割合は受給者証に記載されます。

問 住民課 (吉備庁舎)

### 後期高齢者医療制度被保険者証の色が「薄い緑色」に

現在お使いの被保険者証(保険証)の有効期限が7月31日(金)で切れるため、更新します。新しい保険証は「薄い緑色」です。7月初旬ごろから順次郵便(簡易書留)で郵送予定です。

●**今回お届けする「薄い緑色」の保険証の使用は7月1日(水)から**

新しい保険証が届くまでは、現在お持ちの保険証(薄いオレンジ色のもの)をお使いください。

●**現在お持ちの「薄いオレンジ色」の保険証**

「薄いオレンジ色」の保険証は8月1日(土)以降使用できません。新しい保険証(薄い緑色)がお手元

に届き次第、薄いオレンジ色の保険証は処分してください。

※処分の際は、住民課(吉備庁舎)・やすらぎ福祉課(金屋庁舎)・清水行政局住民福祉室にお越しの際

にご返却いただくか、住所や氏名が他人に知られないようご自分で細かく裁断するなどしてください。

#### ●その他

- ・令和2年度(2020年度)住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合があります。ご確認ください。

- ・住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります。【例】今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合、「3割(令和2年7月31日までは1割)」と表示されます。

問 住民課 (吉備庁舎)

おわびと訂正

6月号(174号)18頁(仮称)DREAM Wind 和歌山有田川・日高川計画段階環境配慮書の縦覧と住民説明会開催のお知らせの記事において、DREAM Windのルビに誤りがありました。正しくは「ドリームWind」です。また、問い合わせ先の郵便番号について表記に誤りがありました。正しくは「〒545-6033」です。

ここに訂正し、おわび申し上げます。